

「高校生のための学びの基礎診断」に関する有識者会議について

令和 7 年 5 月 28 日

(令和 7 年 9 月 5 日一部改訂)

初等中等教育局長 決定

1. 趣旨

高等学校教育の質の確保・向上のため、高校生のための学びの基礎診断（以下「基礎診断」という。）制度及び高校生の基礎学力の定着に向けた P D C A サイクル構築に向けた測定ツールの普及促進等に関する検討を行う。

2. 検討事項

「高校生のための学びの基礎診断」に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）では、以下の事項について検討・整理する。

- (1) 基礎診断制度に関する事項
 - ①利活用の状況確認
 - ②認定基準等の見直し
- (2) 測定ツールの普及促進に関する事項
 - ①測定ツールの充実に向けた調査研究
 - ②測定ツールの効果的な活用に関する調査研究
 - ③測定ツールの活用促進のための高等学校等への情報提供
- (3) 高校生の基礎学力の定着に向けた P D C A サイクル構築に関する事項
- (4) その他必要な事項

3. 構成員

- (1) 有識者会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 必要に応じて、構成員以外の者から意見を求めることができる。

4. 有識者会議の運営

- (1) 有識者会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議は成立しない。
- (2) 有識者会議に係る庶務は、初等中等教育局参事官（高等学校担当）付において処理する。
- (3) その他、有識者会議の運営に関し必要な事項は、必要に応じ別に定める。

5. 開示・公開

- (1) 有識者会議は、検討の円滑な実施に影響が生じるものとして非公開とすることが適当であると座長が判断する場合を除き、原則として公開するものとする。
- (2) 有識者会議の会議資料は、検討の円滑な実施に影響が生じるものとして非公開とすることが適当であると座長が判断する資料を除き、原則として公開するものとする。
- (3) 有識者会議の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

6. 検討期間

「2. 検討事項」に掲げる事項につき、検討の必要がある場合に有識者会議を開催し、開催に係る事項が取りまとめられた時に廃止する。

「高校生のための学びの基礎診断」に関する有識者会議 名簿

(敬称略・五十音順)

荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
内田 隆志	東京都立三田高等学校長
岡本 和夫	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構参与
清水 美憲	筑波大学人間系・教授
竹内 理	関西大学・副学長、外国語学部・教授
田村 知子	大阪教育大学教授
鶴海 尚也	岡山県教育庁高校教育課長
久保 沙織	東北大学大学院教育学研究科准教授
長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長
藤森 裕治	文教大学教育学部教授

(計 10 名)